

「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る

当社の取り組みに関する進捗状況について

当社は、2016年3月11日の原子力関係閣僚会議^{※1}において決定した「原子力災害対策充実にに向けた考え方^{※2}」を踏まえ、同年3月17日に経済産業大臣から出された要請^{※3}を受け、原子力災害対策への取り組みを継続的に進めてきました。

本日、東海第二発電所及び敦賀発電所における取り組みの進捗状況を取りまとめましたのでお知らせします。

当社は、引き続き東海第二発電所及び敦賀発電所の安全性向上に努めるとともに、国及び自治体の方々との連携を深め、原子力災害に対する緊急時対策・対応の充実、強化に向けた継続的な取り組みを実施していきます。

<添付資料>

「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（東海第二発電所）

「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（敦賀発電所）

※1：原子力関係閣僚会議は、責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に原子力政策に関する重要事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、2013年12月から開催されている。会議は内閣官房長官が主宰し、構成員は、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び内閣官房長官。

※2：「原子力災害対策充実にに向けた考え方」は、全国知事会が決定した「平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害対策・国民保護関係）」（2015年7月29日）における原子力安全対策及び防災対策に対する提言を受け、原子力関係閣僚会議が2016年3月11日に決定している。

※3：社会の信頼を得るには、原子力安全対策、原子力災害対策について原子力事業者は「自ら考え」、「自ら取り組み」、「自らの言葉で説明していく」ことが不可欠であり、事故収束活動プラン及び原子力災害対策プランについて原子力事業者の現在の取り組み状況を速やかに報告すること。

以上

「原子力災害対策充実に向けた考え方」 に係る事業者の取り組みについて 【敦賀発電所】

令和4年1月
日本原子力発電株式会社



はじめに

平成28年3月11日、第4回原子力関係閣僚会議において「原子力災害対策充実に向けた考え方」が決議されたことを踏まえて、同年3月17日、経済産業大臣から、社会の信頼を得るには、原子力安全対策、原子力災害対策について原子力事業者は「自ら考え」、「自ら取り組み」、「自らの言葉で説明していく」ことが不可欠であり、事故収束活動プラン及び原子力災害対策プランについて原子力事業者の現在の取組状況を速やかに報告するよう要請を受け、同年4月15日、10月20日及び平成29年10月31日に報告書を提出いたしました。

これらの項目について、前回報告(令和3年1月29日)以降、令和3年12月末までの進捗状況を本書に取りまとめました。

前回報告からの主な更新項目は以下のとおり。

更新内容	対象ページ
訓練・教育の実績更新	7, 8
中長期的な教育・訓練等への取組みについて更新	9
原子力事業者間の支援の拡充について更新	22



目 次

第1章 敦賀発電所における事故収束活動プラン

・事故収束活動の体制について	2
・事故収束活動に使用する資機材について	5
・事故収束活動に係る要員の力量について	7
・更なる事故収束活動の充実・強化	9
・原子力緊急事態支援組織	11
・まとめ(事故収束活動の更なる充実に向けて)	15

第2章 敦賀発電所発災時における原子力災害対策プラン

・原子力災害発生時における住民防護措置の概要	17
・原子力事業者から国・自治体への通報連絡	18
・自治体を実施する緊急事態応急対策に対する役割	19
・放射線防護資機材の提供	20
・原子力事業者間の支援体制	21
・原子力事業者間の支援体制の拡充	22
・被災されたみなさまの相談窓口・損害賠償対応体制	24
・まとめ(支援活動の更なる充実に向けて)	25



第1章

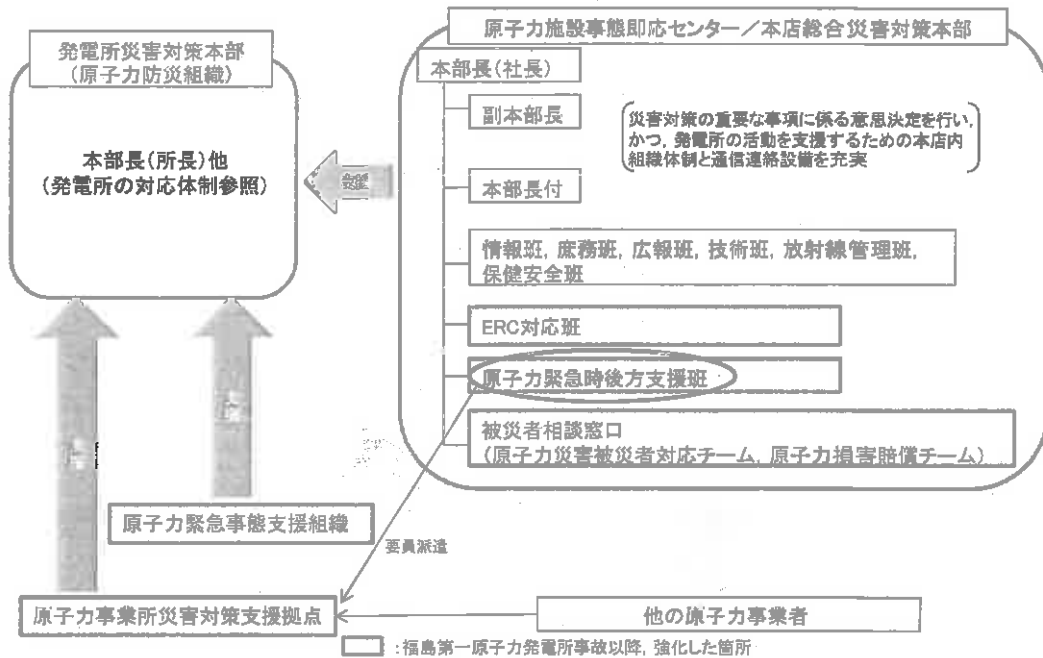
敦賀発電所における事故収束活動プラン



事故収束活動の体制について(1/3)

【発電所支援体制】

➤福島第一原子力発電所事故以降、発電所を支援するための体制を強化



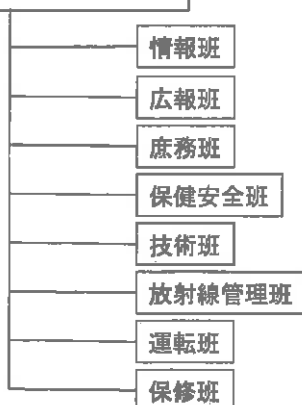
事故収束活動の体制について(2/3)

【発電所の対応体制】

➤事故発生時に速やかに対応できるように発電所には、要員約100名からなる原子力防災組織を整備するとともに、運転操作要員等39名が発電所及び近傍に24時間常駐

【原子力防災組織】

- ・原子力防災管理者(所長)
- ・副原子力防災管理者
- ・発電用原子炉主任技術者
- ・本部員



【常駐要員】

運転操作	1号(運転員)	3名
	2号(運転員)	5名
電源機能等喪失時対応要員	水源確保要員 (現場指揮者, ポンプ操作担当, 可搬式動力ポンプ操作担当, 連結担当)	6名
	電源確保要員 (電気要員, ケーブル敷設担当)	10名
	運転員助勢要員	4名
消防要員		7名
放管要員		1名
宿泊当番者(当番責任者, 当番者1・2)		3名
	合計	39名



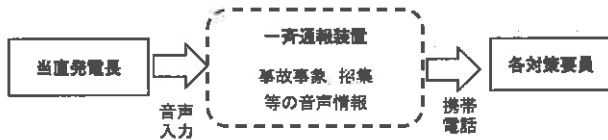
事故収束活動の体制について(3/3)

【速やかな原子力防災組織の立ち上げ】

- 事故が発生した際は、一斉通報装置を用いて要員の招集を実施
- 自然災害により車両が使用できない場合、徒歩等にて発電所へ参集
- 最大でも約4時間での参集が可能

○要員招集

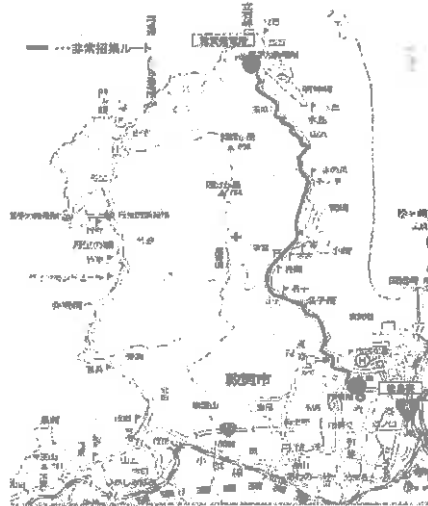
- ・夜間・休日に事故等が発生した場合、当直発電長は一斉通報装置を操作し、音声入力により、事故事象の内容、招集情報を発信する。



○招集ルート

- ・連絡を受けた要員は、集合場所である松島寮へ参集後、右図のルートにて発電所へ参集。

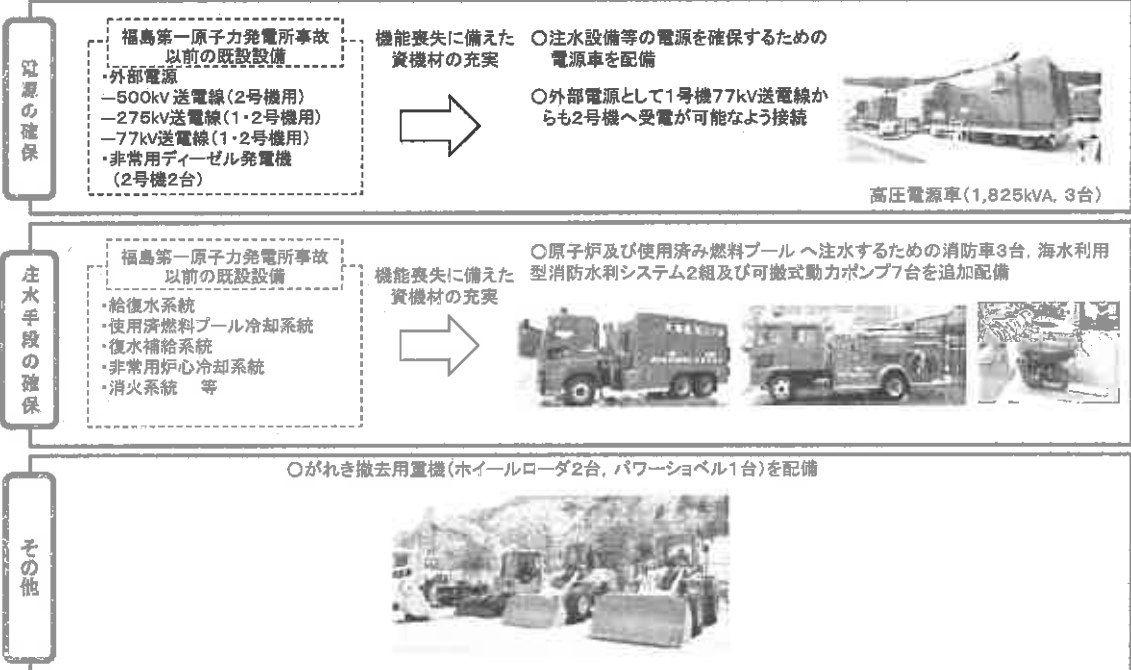
招集ルート (約16km)	交通手段	徒歩等
	時間	約4時間(最大)



事故収束活動に使用する資機材について(1/2)

【安全強化策の実施】

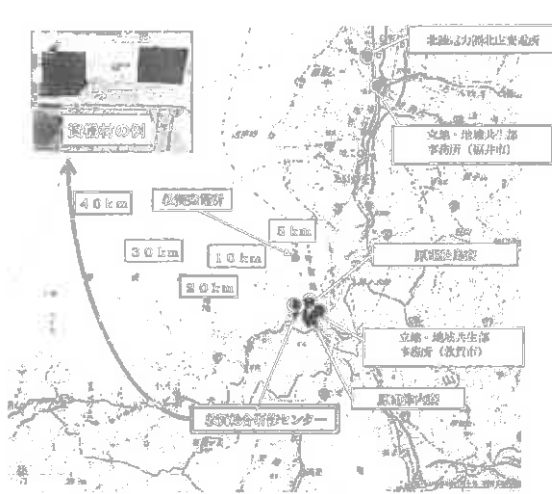
- 福島第一原子力発電所事故以降、安全強化策として、電源及び注水手段を確保するための資機材を充実



【原子力事業所災害対策支援に必要な資機材】

▷発電所の事故収束活動を支援するために必要な資機材について予めリスト化し、数量、保管場所等を管理

○災害発生初動時は、外部からの支援が得られない前提で、災害対策支援拠点を運営するために必要な資機材を確保している。これらの資機材は、平常時は敦賀総合研修センターにて保管管理している。



原子力事業所災害対策支援拠点資機材(発電所外に保管)

資機材名	数量	保管場所	備考

●: 原子力事業所災害対策支援拠点



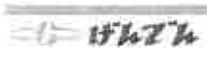
事故収束活動に係る要員の力量について(教育の取り組み状況)

【教育の実施】

▷緊急時対応能力の一層の向上を図るため、所員への教育・訓練を実施

- 発電所対策本部要員
 - ・教育(事故対策への習熟)
 - 原子力防災教育
 - シビアアクシデント/アクシデントマネジメント教育
 - 電源機能等喪失における電源確保及び給水確保等に係る教育
 - 外部教育(緊急時対応指揮研修, 原子力防災研修, 原子力防災要員養成研修(NTC)等)等
 - ・実践的な訓練(対応能力向上)
 - 原子力防災訓練(訓練シナリオ非公開)
 - 本部運営訓練(災害対策本部での対応訓練(原則, 訓練シナリオ非公開))
 - 水源確保及び電源確保訓練(現場実働)
 - 原子力緊急事態支援組織の資機材取扱訓練(ロボット, 無線ヘリコプター, 無線重機)等
 - 敦賀発電所構内での原子力緊急事態支援組織との連携訓練

- 運転員
 - ・教育
 - 原子力防災教育
 - シビアアクシデント/アクシデントマネジメント教育
 - ・訓練
 - 複合過渡事象対応長時間運転シミュレータ訓練
 - 全交流電源喪失対応運転シミュレータ訓練
 - MAAPコード使用によるシビアアクシデント対応運転シミュレータ訓練



事故収束活動に係る要員の力量について(原子力防災訓練の取り組み状況)

【原子力防災訓練の実施】

▶原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定した原子力防災訓練を実施し、事故への総合的な対応能力の確認

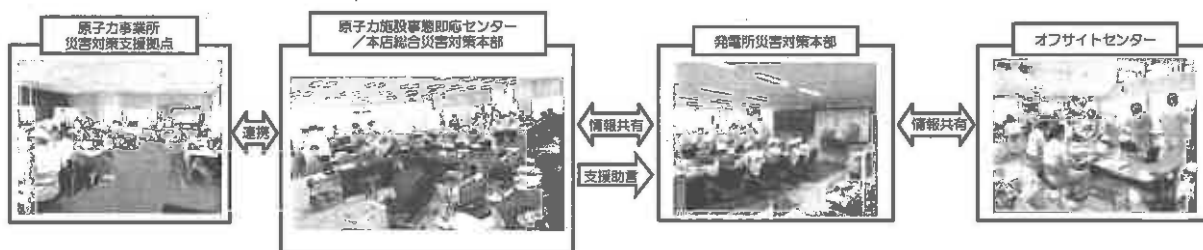
○2020年度 原子力防災訓練実績

- ①実施日
2020年10月2日
- ②主な検証・確認項目
・発電所対策本部要員による本部運営、通報連絡
・オフサイトセンターへの派遣訓練 等
- ③主な課題
・EALが複数発生する厳しい状況下において、通報連絡が遅くなる場面があった
- ④対策
・迅速な通報連絡ができる通報連絡ルールを検討し、周知・教育を行う

○2021年度 原子力防災訓練実績

- ①実施日
2021年12月3日
- ②主な検証・確認項目
・発電所対策本部要員による本部運営、通報連絡
・オフサイトセンターへの派遣訓練 等
- ③主な課題
・国への情報発信において、情報整理等で混乱する場面があり、タイムリーな情報発信ができなかった
- ④対策
・国への情報発信における課題を抽出し、改善策を検討していく。

【2021年度 原子力総合防災訓練実施状況】



8

更なる事故収束活動の充実・強化

【中長期的な教育・訓練等への取組み】

▶緊急時対応要員に対して、原子力防災訓練の高度化、訓練項目の充実等により、対応能力の向上を図る

○目標達成に寄与する各種訓練項目を段階的に展開し、目標達成の検証、新たな目標設定へのインプットを実施し、継続的な緊急時対応能力の向上に取り組んでいく。

- ・本店における模擬記者会見での社外記者及び他社広報部門の参画
- ・本店即応センターにおけるプラント情報収集体制の拡充及びERCへの情報提供の強化
- ・模擬SPDSとしてフルスコープシミュレータ画面を用いた訓練の実施

- ・本店即応センター及び発電所本部におけるプラント関連情報の取扱いにかかる要員の役割分担の明確化
- ・常設の本店総合災害対策本部室を用いた訓練の実施

- ・事象発生時におけるプラント初期状態の早期の把握のためのシート活用
- ・現地支援本部及び外部機関との後方支援活動における更なる連携

- ・COP、概要資料等情報共有ツールの更新及び充実化
- ・外部研修[※]への参加拡大
- ・全社共通の情報共有化システムの導入計画立案
- ・訓練におけるオフサイトセンターとの連携

- ・事象進展予測において、住民防護を意識した必要な情報発信を行う手順等の整備・検証、課題抽出
- ・他社良好事例などの反映による地域支援にかかる対応手順等の改善
- ・オフサイト各拠点でのCOP及び共有資料の活用による情報共有の充実化

対応能力の向上

※: 緊急時対応指揮研修, 原子力防災研修, 原子力防災要員養成研修(NTC)等

平成29年度

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和3年度

※上記のほか、平成25年度より本部長権限の一部委譲、協力会社・メーカー支援、シナリオ非提示訓練を実施



9

【新型コロナウイルス感染予防対応】

▶本店総合災害対策本部及び発電所災害対策本部における、集団感染予防対策の実施

○対策内容

＜本店総合対策本部＞

- ・対応要員に対する検温、体調確認
- ・入室時における手指のアルコール消毒
- ・マスクの着用
- ・フェイスシールドの着用



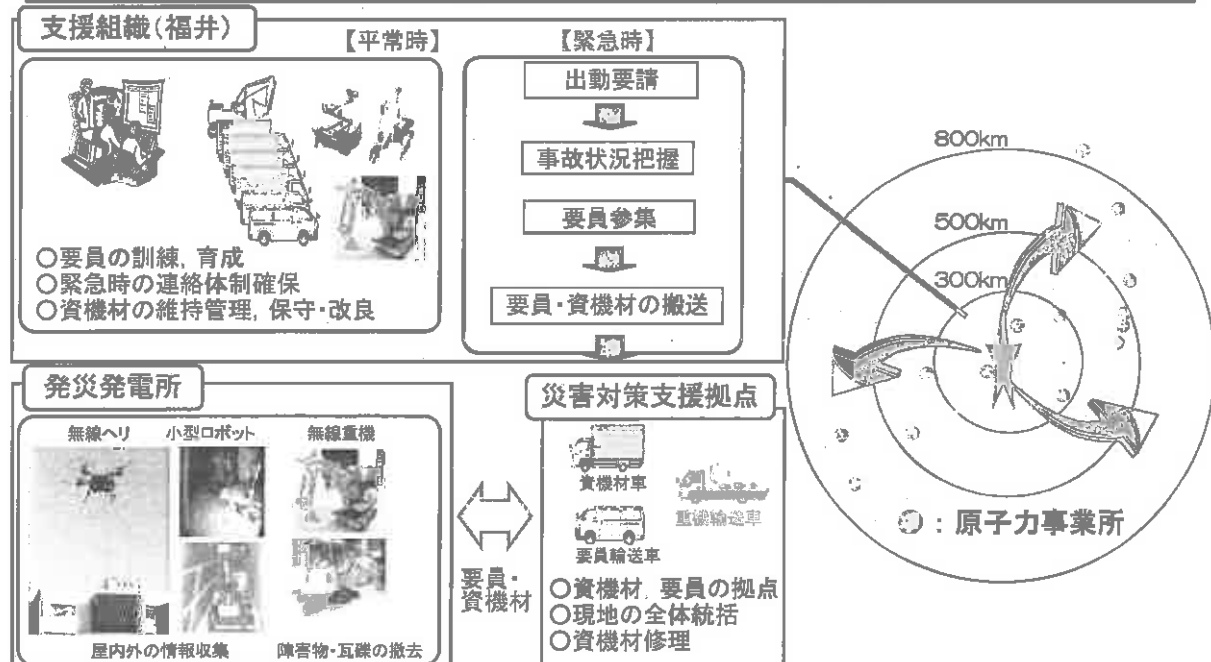
＜発電所対策本部＞

- ・対応要員に対する検温、体調確認
- ・入室時における手指のアルコール消毒
- ・マスクの着用
- ・パーテーション設置
- ・対応要員の離隔距離の確保
(要員の分散配置等)



原子力緊急事態支援組織の整備

- ▶ 事業者が共同で、原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を設立
- ▶ 必要なロボットや除染設備を配備し、各事業者の要員訓練を実施
- ▶ 緊急時には、これらの資機材を発電所に向けて輸送し、支援を実施



原子力緊急事態支援組織の活動状況

◆ 美浜原子力緊急事態支援センターにおけるロボット、無線ヘリ、無線重機の基本操作訓練に加え、事業者の防災訓練に参加し、連携を確認
(平成28年12月本格運用開始)

原子力緊急事態支援センターにおける訓練



ロボット訓練



ロボット訓練



無線ヘリ訓練



無線重機訓練

事業者の防災訓練



発電所内での訓練



支援センター本部との連携

美浜原子力緊急事態支援センターにおける訓練実績 (2021年10月末時点)
初期訓練受講者 約1,000名(電力9社+原電+原燃)



原子力緊急事態支援組織が所有する機能

◆ 美浜原子力緊急事態支援センターの拠点施設及び、緊急時に対応する資機材

主な資機材



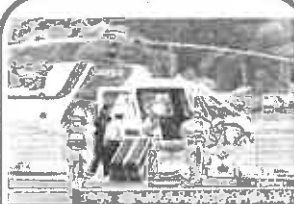
無線ヘリ(高所からの情報収集)



小型・大型無線重機
(屋外の瓦礫等の除去)



ロボットコントロール車



ヘリポート(資機材空輸)



事務所棟 訓練施設



予備屋外訓練フィールド

資機材保管庫・車庫棟

屋外訓練フィールド

美浜原子力緊急事態支援センター
拠点施設の全景(概算画面上)



原子力に対する信頼回復に向けた取組

◆ 美浜原子力緊急事態支援センターでは、平成28年12月18日以来、約3,900名の方々に、ご視察頂いている。視察者からは「原子力に対する安心感が増加した。」とのご意見を頂戴しており、今後も信頼回復に向けてPR活動を継続する。



無線重機視察



コントロール車視察



無線ヘリ視察



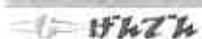
ロボット訓練視察



14

まとめ(事故収束活動の更なる充実に向けて)

- ▶ 福島第一原子力発電所事故を受け、発電所の体制と発電所を支援する体制の強化及び資機材の充実を図っている。今後も更なる体制の強化及び資機材の充実を図っていく。
- ▶ 教育・訓練については、今後も発電所対策本部要員及び運転員の教育の充実化を図るとともに、発電所、本店及びオフサイトの各拠点と連携した訓練を実施し、緊急時対応能力の向上を図っていく。
- ▶ 発電所対策本部要員に美浜原子力緊急事態支援センターが実施するロボット等の操作訓練を受講させるとともに、同要員が発電所構内において操作訓練を実施することにより力量向上を図っていく。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえた訓練を実施し、実効的な本部運営機能の確保に努めていく。



15

第2章

敦賀発電所発災時における 原子力災害対策プラン

原子力災害発生時における住民防護措置の概要

▶原子力事業者からの通報連絡を受けた国・自治体の指示によりPAZ圏内(発電所から5km圏内)・UPZ圏内(発電所から30km圏内)住民は、事象の進展や放射性物質の放出状況に応じ避難を実施

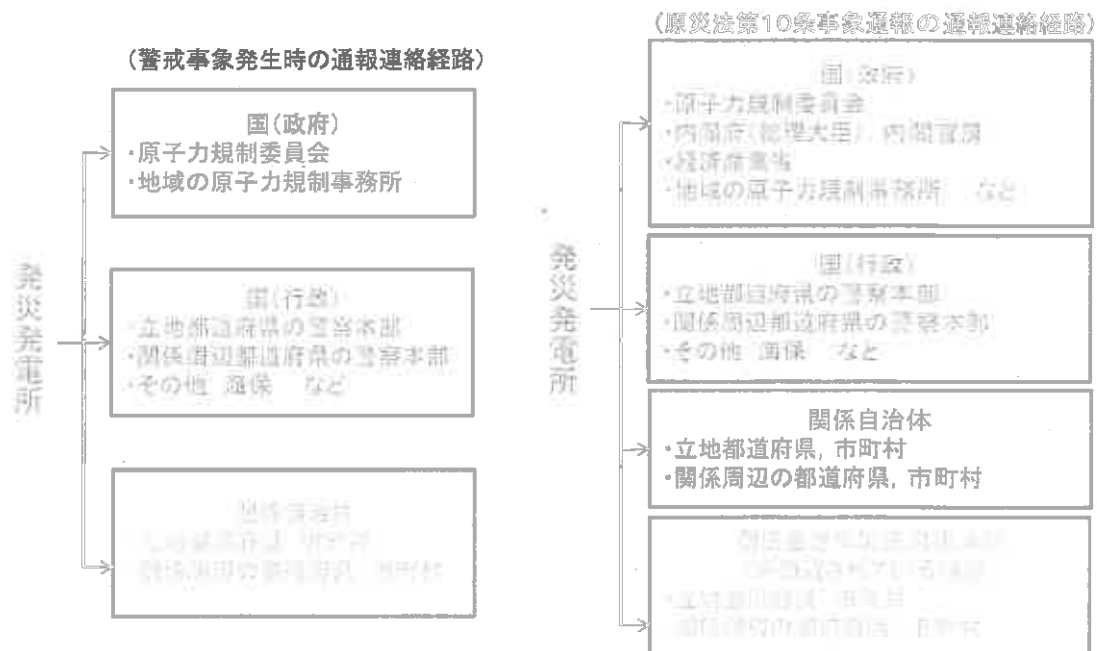


PAZ: 予防的防護措置を準備する区域
UPZ: 緊急防護措置を準備する区域

※空間放射線量率に左右されるが、一般的には1週間程度内で一時避難する。

原子力事業者から国・自治体への通報連絡

- ▶原子力事業者は、原子力災害に至る前の段階から、「原子力災害対策特別措置法(原災法)」に基づき、速やかに国・自治体等へ通報連絡を実施。
- ▶国・自治体への通報については、多様な通信手段(地上回線、衛星回線)を確保



自治体が実施する緊急事態応急対策に対する役割

- ▶原子力災害が発生した場合、オフサイトセンター等へ要員の派遣、資機材の貸与など、自治体を実施する緊急事態応急対策が円滑に行われるための必要な対応を実施
- ▶今後、地域原子力防災協議会での議論を踏まえ、住民避難への協力について、適切に対応していく

【自治体を実施する緊急事態応急対策への要員の派遣等】

対応項目	対応内容
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの設営準備助勢 ・発電所とオフサイトセンターとの情報交換 ・報道機関への情報提供 ・緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 ・原子力災害合同対策協議会への参加等
緊急時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時環境放射線モニタリング
地方自治体災害対策本部等における業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援



放射線防護資機材の提供

- ▶原子力災害発生後の避難・一時移転における避難退域時検査等の活動等において、原子力事業者間協力協定に基づき、放射線防護資機材を最大限提供する
 ▶更に不足する場合は、原子力事業者の非発災発電所から可能な範囲で確保し提供する





【原子力事業者間での支援資機材・数量】

品名	単位	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	原電	電発	原燃	合計
汚染密度測定用サーベイメーター	(台)	18	24	102	18	12	66	18	18	36	18	0	18	348
NaIシンチレーションサーベイメーター	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
電離箱サーベイメーター	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
ダストサンプラー	(台)	3	4	17	3	2	11	3	3	6	3	0	3	58
個人線量計 (ポケット線量計)	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
高線量対応防護服	(着)	10	20	30	10	10	30	10	10	20	20	0	10	180
全面マスク	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
タイベックスーツ	(着)	1,500	2,000	8,500	1,500	1,000	5,500	1,500	1,500	3,000	1,500	0	1,500	29,000
ゴム手袋	(双)	3,000	4,000	17,000	3,000	2,000	11,000	3,000	3,000	6,000	3,000	0	3,000	58,000



原子力事業者間の支援体制

- ▶原子力事業者は、万が一原子力災害が発生した場合に備えて事業者間協力協定を締結
 ▶災害収束活動で不足する放射線防護資機材等の物的な支援を実施するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的・物的な支援を実施
 ▶協定活動の範囲に定める協力事項については、原子力総合防災訓練等の機会を基本に自治体訓練への参加を通じて実効性を向上させていく

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定			
目的	原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施するために締結			
発効日	2000年6月16日(原子力災害対策特別措置法施行日)			
締結者	原子力事業者12社 北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃			
協力活動の範囲	・原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺地域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置を実施			
役割分担	・災害発生事業者からの要請に基づき、予めその地点ごとに定めた幹事事業者が運営する支援本部を災害発生事業所近傍に設置し、各社と協力しながら応援活動を展開			
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング、住民スクリーニング、除染作業等への協力要員の派遣 ・資機材の貸与 			
				
	GM管サーベイメータ (348台)	個人線量計 (900個)	全面マスク (900個)	タイベックスーツ (29,000着)



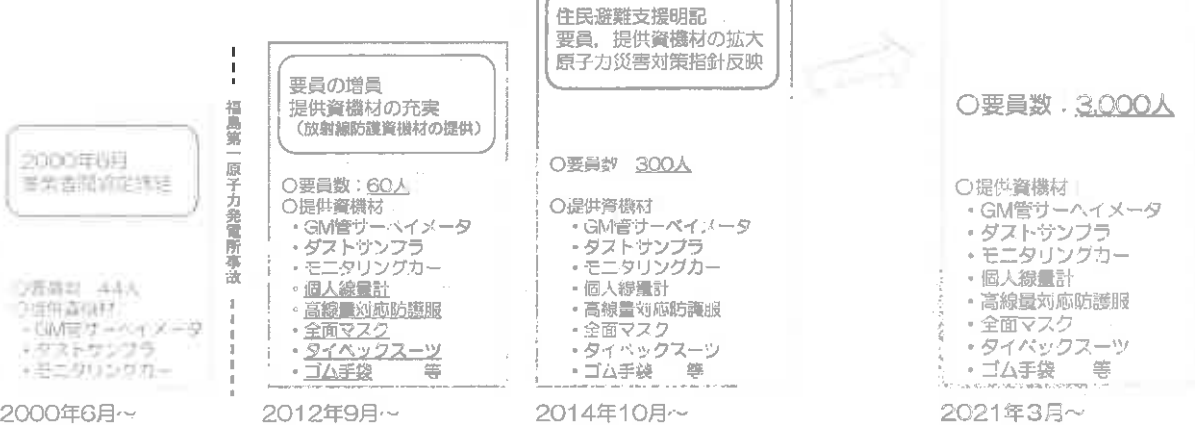
原子力事業者間の支援体制の拡充(1/2)

- ✓ 2000年締結以降、これまで2度にわたり要員の派遣や提供する資機材の協力内容を拡充。
- ✓ 更には2021年3月に協力内容を見直し、派遣要員数を300人から3,000人に拡充。
- ✓ 避難退域時検査に要する要員の更なる充実化など、これまで以上に住民避難を円滑に実行できる支援体制を構築。

【増員による効果】

- 避難退域時検査のより確実な実施
- 発災事業者は事故収束に係る業務により専念
- 柔軟な要員交代が可能となり、より質の高いかつ長期間に亘る作業が可能 など

✓ なお、数字にとらわれず各社総力を挙げて支援する従来からのスタンスには変わりはなく、より実効性を明確にするために協定を拡充



原子力事業者間の支援体制の拡充(2/2)

原子力災害時における原子力事業者間協力協定(原子力事業者12社間) (平成26年10月10日改正)



協力概要

オフサイト活動

- ・緊急時モニタリング
- ・避難退域時検査 他

若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携
(関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構、原電3社協定)
(平成12年6月16日締結)

地理的近接性を活かし、住民避難支援に関する協定に重点において相互に要員の派遣、資機材の提供の協力を行う。

【若狭支援連携本部の活動】

- ・オフサイトにおける環境モニタリング
- ・オフサイトにおける汚染検査、汚染除去および住民等スクリーニング
- ・その他OFCとの連携等に係る事項

原子力災害時における相互協力に関する基本協定
(東電HD・原電2社協定)
(平成29年6月14日締結)

「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の対応を基本としつつ、

- ・両者の地理的近接性を活かし、住民避難支援に関する協定に重点において相互に協力する。
- ・より迅速に緊急時モニタリング、避難退域時検査などを実施する。

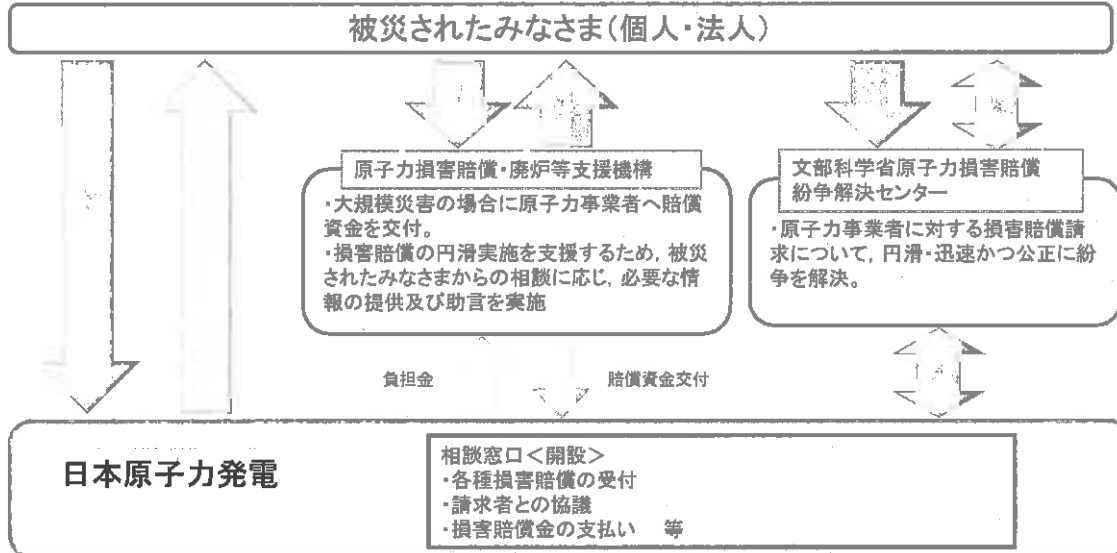
なお、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業所支援本部が設置され運営が開始された後は、支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。



被災されたみなさまの相談窓口・損害賠償対応体制

- ▶ 原子力災害が発生した際は、速やかに「相談窓口」を開設し、被災されたみなさまからの様々な問合せに対して誠意を持って対応
- ▶ また、損害賠償への対応については、原子力災害発生後、速やかに多種多様の損害賠償に対応するための体制を整備。その上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、迅速・公正な賠償を実施

(原子力災害発生時の損害賠償対応イメージ)



24

まとめ(支援活動の更なる充実に向けて)

- ▶ 原子力災害が発生した場合、自治体の住民防護に係る活動に対し、発電所からオフサイトセンター等への要員派遣・資機材貸与を実施するとともに、他事業所から要員派遣・資機材貸与の協力を得られる枠組みを整備・拡充していく。
- ▶ 東京電力ホールディングス株式会社と『原子力災害時における相互協力に関する基本協定』を締結済みである。今後も原子力事業者間協力協定の内容充実等、事業者間の連携強化について検討していく。
- ▶ 関係自治体との連携のもと、被災者支援のために活動する体制を整備していく。
- ▶ 住民避難等への原子力事業者の協力内容については、地域原子力防災協議会で検討されることとなっており、今後の敦賀地域での議論を踏まえ、適切に対応する。



25

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
1	仕様書案 P2	4 本業務の構築方針 ②運行システムで利用できる機能はすべてできることを原則とする。	原則との事ですが、既存設備の後継設備でも実装されていないような機能に関しては、利用できなくても問題ございませんでしょうか。	別添1(2)実装機能及び別紙2にある内容が満たせることを想定しています。
2	1[01]仕様書 p2	4⑨「操作方法が利用者のストレス」	「操作方法が利用者のストレス」利用者の範囲が分かりかねます。 障がい者・高齢者不慣れ者の想定のパリアフリーな機器選定が必要でしょうか。	現行システムと比較し、明らかに応答時間が遅かったり、操作の手間が増えたりといったことがないことを想定しています。
3	仕様書(案) p2	4⑩「システムの運用年数は5年以上とすること。」	「5年以上」とあるが、6年間ということによるしいか。 ・契約終了後は、保守しないとの解釈でよろしいか。 ・契約解除後の機器撤去は含まないものと考えてよろしいか。	5年間は確実に運用できることとしていて、それ以降も保守が可前であれば延長契約を想定しています。
4	仕様書(案) p2	5(1)⑤「設定(設計内容の反映、検証環境の構築、監視/バックアップ環境の構築等)」	「バックアップ環境の構築」について、 ・5年間、工場等にバックアップ環境を構築しておくことか。 ・その場合、発注者の資産か、それとも、受託先の資産か。 ・環境の構築範囲は、ネットワークを含んだ現地同等のテレビ会議システムの環境とかがえてよろしいか。	バックアップ環境とはサーバーのバックアップ環境のことです。 検証環境は本番環境を想定した類似環境を想定しています。現地同等までは想定していません。 構築した環境の使用期間は新システム単独運用開始までを想定しています。
5	仕様書(案) p3	6 (1)システム構築期間 令和4年7月1日～令和5年3月31日 (2)既存ネットワーク設定の変更設計期間 令和4年7月1日～令和4年7月31日 (3)システム移行期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日	工種は、見積、委託先、既設業者との調整が必要なこと、80ヶ所以上の機器設置、また、昨今の半導体不足の影響により、9ヶ月でのシステム構築はかなりタイトな工程と考えるため、納期延長等の措置を考慮していただけるか。	納期延長等の措置は想定していません。
6	仕様書(案) p3	6 (2)既存ネットワーク設定の変更設計期間 令和4年7月1日～令和4年7月31日	既存ネットワーク設定の変更設計は、テレビ会議の機種選定後、システム検討を行った上での設計となるため、受注後即の7月からは早すぎると思われ、また、期間が1ヶ月は短すぎると考えるがいかがか。	開札後に既存のネットワーク設定資料を貸し出すことが可能なため、作業可能と考えます。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
8	1[01]仕様書 p3	6(2)「既存ネットワーク設定の変更設計期間」	令和4年7月1日～7月31日の1か月設置されていますが、短い気しますが短くすることは可能でしょうか。 (2～3か月程度が望ましいかもしれません)	同上
7	仕様書(案) p3	6 (2)既存ネットワーク設定の変更設計期間 令和4年7月1日～令和4年7月31日 (3)システム移行期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日	既存ネットワーク設定の変更設計期間後、システム移行期間までの間であるR4/8/1～R4/12/31までの5ヶ月間が、既存ネットワークの改修期間と考えるが、以前の回合せで変更期間6ヶ月を提示しているため、6ヶ月を確保いただきたい。	納期延長を想定していないため、この期間となっています。
9	仕様書案 P3	7 発注者の要件 過去5年以内に元受けとして、以下の実績を有していること	実績の証明方法について教えていただけませんか。 お客様の情報なので契約書等の提出が難しく、岐阜県様の書式の書類に顧客名や案件の詳細など記入し提出するような認識でよろしいでしょうか。	契約書等の提出が困難な場合は、入札参加資格要件を満たしているかを確認するための書式を別途決定します。
10	1[01]仕様書 p3	7①「83以上の端末を同時接続するテレビ会議システムをネットワーク設定と合わせて構築した実績」	83同時接続は岐阜県防犯のTV会議規定でしょうか。 ちなみに同テレビ会議は同時接続はPC端末(58台)+SX00(18台)=76台となります。 ※別のシステム決定ならばこちらの質問は不要です。	本県連では83台の端末(PC端末:58台、SX00:20台、タブレット:5台)を同時接続可能とします。
11	仕様書(案) p3	7①「83以上の端末を同時接続するテレビ会議システムをネットワーク設定と合わせて構築した実績を有すること。」	同時接続の端末数83は、現状の岐阜県様のテレビ会議システムの端末数よりも多いが端末増設ということでしょうか。	お見込みのとおりです。新庁舎にて2台追加予定です。(別添1の12ページ図6参照)
12	1[01]仕様書 p4	10(1)「プロジェクトマネージャ・イリダー」・「テレビ会議システムの有資格者」	発注期間も含めると6年間、プロジェクトリーダー等体制が必要でしょうか。	構築の1年間ではア～ウまでの条件が必要で、保守の5年間ではウの条件が必要となります。 なお、テレビ会議システムの有資格者は6年間必要で、途中で交代しても差し支えありません。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
13	仕様書(案) p4	10 業務実施体制	・プロジェクトマネージャ、リーダー、テレビ会議システムの有資格者は、登録1年+保守5年間配置する必要があるか、それとも、登録の1年間のみでよろしいか。 ・途中交代も可能か。	同上
14	仕様書(案) p4	10(1)ア③ 「上記と同等とみなすことができる経験(36ヶ月以上のプロジェクトマネジメント経験を含む、プロジェクト業務を指揮・監督する立場での4,500時間の実務経験等)があること。」	条件を満たしていることの証明は、弊社書式での経験実績提出でよろしいか。	入札参加資格要件を満たしているかを確認するための書式となり、記入項目等の詳細は入札までに決定します。
15	仕様書(案) p4	10(1)イ② 「テレビ会議システムの設計構築業務の経験があること。」	条件を満たしていることの証明は、弊社書式での経験実績提出でよろしいか。	同上
16	仕様書(案) p4	10(1)ウ② 「認定資格を設けていないシステムを導入する場合には、テレビ会議システム製品について十分な知識を有していることを証明できるものを提示することにより、県の承認を得ること。」	条件を満たしていることの証明は、弊社書式での経験実績提出でよろしいか。	同上
17	仕様書(案) p5	11業務履行場所 「県が指定する場所、または、受託者の届出により県が認めた場所とする。」	・「業務履行場所」の設定は、1年目の登録期間中、5年間の保守期間中、それとも登録期間と保守期間合わせた8年間のことか。 ・「県の指定する場所」とはどこか。 ・「県が指定する場所」の家賃等の維持管理費は県様負担と考えてよろしいか。 ・「受託者の届出」する場合、県の認める条件を提示いただきたい。	・場所の設定は6年間です。 ・稼働時は各設置拠点、保守の中心拠点は統制局であり、統制局の建物維持費は県で負担します。 ・県の認める条件は、「サービスレベルが守れる場所であること」です。
18	P.5 仕様書	10 業務実施体制 11業務履行場所 県が指定する場所、または、受託者の届出により県が認めた場所とする。	打合せ場所として、WEB会議などのオンライン利用も可能でしょうか。	可能です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
19	P.7 仕様書	15 支払方法 (2)各業務の支払い方法 (3)運用保守業務に要する費用 県が検収を行った後、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、消費税額を除いた契約額の100分の●●● ●●の額を●●●で除した金額(1円未満の端数は切り捨てた額)に、その額に対応する消費税額を加えた額について、毎年支払うものとする。	保守の御支払に關しまして、保守期間開始後に年間費用の前払いで支払をいただくことは可能でしょうか。各メーカーには当年のサポートスタート時に発生する費用を発生する必要がある為です。	保守業務の完了状況を確認してから支払いとさせていただきます。各年度末での支払を想定しています。
20	仕様書案 P8	19著作権	メーカー品など、すでに製品化される物品・付随するドキュメントに關しては、著作権は導入元及び、製品開発メーカーに権利を有する認識で宜しかったですでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	仕様書案 P8	22 契約期間終了時の業務引継ぎ	「業務終了日まで、県が継続して進行できるよう必要な処置」とございますが、必要な処置とは具体的にどのような作業になりますでしょうか。 また、「移行業務の支援」とございますが、移行に伴う作業(設定変更等)は含まれない認識で宜しかったですでしょうか。	テレビ会議システムのアプリケーションやデータ移行、利用ツールの知識、業務移行上の知見、課題事項等の必要な支援を見込んでいます。 ただし、本契約内では、移行に伴う作業は含んでいません。
22	P.9 仕様書	23 貸出図書	貸出図書の開示時期と期間はいつとなりますでしょうか。媒体でのご提供は可能ですか。	開封後を想定して、電子化されているものは媒体での提供も可能です。
23	P.9 仕様書	23 貸出図書	貸出図書に關しまして、追加で操作マニュアル・運用手順書を開示いただけますでしょうか。	現行システムで使用している既存のマニュアルは開示可能です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
24	別添1 P1	1 業務内容 ②	既存ネットワークは衛星、地上、移動系の3種類あり、このすべてのネットワーク設計内容に加えて、ネットワークを構成されている機器を調査して、テレビ会議システムの更新に必要なとされる、変更設計内容を既存業者様にご提示するという認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
25	F.1 テレビ会議システム更新業務要件定義書別添1	1 業務内容 ②既存ネットワークの設定変更に係る設計業務を行うこと。 設計を行うにあたっては、既存ネットワークを十分に調査し、理解するとともに、岐阜県情報通信システムの保守業者と十分な調整を行うこと。	受注後にネットワークの変更点を岐阜県の保守業者を協議の上設定変更を依頼すると既に取りました。実作業は保守業者様の作業と思われませんが、費用は発生しない認識でよいでしょうか。	設計までを想定しています。実作業は防犯情報通信システム保守業者の範囲となります。
26	別添1 要件定義書 p1	3(1)④ 「新システムのアドレスはIPアドレス体系の再設計は行わず、現状のアドレス体系の空いているところで探査を行い、アドレス設計の影響は最小限とすること。」	端末側は、新旧システム同時に立ち上げないと考えよろしいか。	端末側を同時に起動することはありません。
27	別添1 要件定義書 p2	3(1)④ 「基本設計及び詳細設計(コンフィグ含む)については、現行システムの設計内容を確認のうえ、メーカーが推奨する設計値を基本とし、メーカーがサポート可能な機能及び設計内容であることを保証すること。」	ここでいう「メーカー」とは、委託者ではなく、製造メーカーと考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。
28	別添1 P2	3 構築 (1)共通 ④	採用する設計内容についてメーカー側の設計証明書(エビデンス)をご提出するということでしょうか？	お見込みのとおりです。
29	2【別添1】テレビ会議システム更新業務要件定義書 p2	3(1)【「ウイルス対策サーバの構築」	既設のウイルス対策用サーバは使用されないのでしょうか。	現行保守業者が使用を認めた場合には使用することが可能です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
30	別添1 要件定義書 p2	3(1)④ 「調達した機器やソフトウェア等は、県の資産とする。」	仕様書(案)p8 19 著作権と同一条件と考えてよろしいか。	今回調達した機器及びソフトウェアの使用権利は県の資産となりますが、岐阜県専用カスタマイズした部分以外のソフトウェアの著作権は製造会社にあります。
31	別添1 P3	3 構築 (2)実装機能 ③接続処理	1画面に43拠点以上の接続端末を表示するために、マルチリンク(複数会議室の接続)に対応することができますが、会議関係者側にて複数会議室をつなぎ合わせる手順が必要となります(拠点側は会議時間になったら呼び出される)。その運用でもよろしいでしょうか？	利用者側の負担はできるだけ小さくすることが必要であり、あまりに職員の見込みが大きい場合は運用を改善することを求めます。 原則、1会議で83拠点以上を同時接続し、43拠点以上を1画面表示可能とします。その他の方法は協議により決定します。
32	別添1 要件定義書 p3	3(2)② 3行目 「多地点接続時には表示画面上に43拠点以上の接続端末が表示できるように設計すること。」	・1画面に43拠点以上を同時に表示するという理解でよろしいか。 ・同時接続全拠点数83でなくてもよろしいか。	1画面に43拠点以上の同時表示を想定しています。 1会議で83拠点以上を同時接続します。
33	別添1 要件定義書 p3	3(2)③ 7行目 「テレビ会議の多地点の呼び出し機能を有すること。」	最大83の拠点でのテレビ会議が開催できるという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。
34	別添1 要件定義書 p3	3(2)④ 3行目 「多画面分割機能(43画面以上)を有すること。」	・1画面に43拠点以上を同時に表示するという理解でよろしいか。 ・同時接続全拠点数83でなくてもよろしいか。	1画面に43拠点以上の同時表示を想定しています。 1会議で83拠点以上を同時接続します。
35	P.3 テレビ会議システム更新業務要件定義書	3 構築 (2)実装機能 ③接続処理 8行目 「新システムは、HD(HighDefinition)画質の高画質の会議を提供するが、必要以上の画質を要求して品質が低下しないようにするため、セッション当たりの帯域上限値を1613kbpsで設定すること。」	「セッション当たりの帯域上限値を1613kbpsで設定すること。」とありますが、セッション当たりの帯域上限値は、1472kbpsもしくは、1920kbpsで設定でもよろしいでしょうか。	1613kbps以下の設定であれば差し支えありません。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
36	別添1 要件定義書 p3	3(2)④ 7行目 「図2 現行レイアウト図」	図2はあくまで参考であり、本図通りではなくてもよいと考えてよろしいか。	現行システムのレイアウトを参考として提示しています。
37	別添1 P4	3 構築 (2)実装機能 ⑤会議予約	テレビ会議の開催予約はテレビ会議端末ではなくパソコンのブラウザにて実施いただく手順でもよろしいでしょうか？	開催予約はテレビ会議用端末Bで行うことを想定しています。
38	2[別添1]テレ ビ会議システム 更新業務要件 定義書 p4	3(2)⑤ 2行名 「予約画面によりスケジュール予約する パターンと端末が1対1で個別会議を行う パターンで予約ができること」	1対1の個別会議とはサーバを経由しない会議のことでしょうか。 またスケジュール予約とパターン予約の違いを教えてください。	お見込みのとおりです。
39	別添1 要件定義書 p4	3(2)⑤ 8行目 「ID管理に必要なサーバは本業務にて 構築すること。」	テレビ会議サーバにて兼用としてよろしいか。	差し支えありません。
40	2[別添1]テレ ビ会議システム 更新業務要件 定義書 p4	3(2)⑤ 7行名 「ID管理に必要なサーバは本業務にて 構築すること」	既設のWindowsserverは使用されないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	別添1 要件定義書 p5	3(2)⑦ 4行目 「動画ファイルは外部媒体(DVD等)に 保存できること。」	録画データは、映像管理サーバに保存されたものを、DVDに コピーすることでよろしいか。	お見込みのとおりです。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
42	別添1 要件定義書 p5	3(2)⑦ 5行目 「合計録画時間は300 時間以上できる ようにすること。」	「合計録画時間300時間以上」は、1回の録画時間ではなく、 映像管理サーバへの保存総時間と考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。
43	別添1 要件定義書 p5	3(2)⑧ 2行目 「外部からのファイアウォールの不正通 信はアラート監視できること。」	「外部」とは、最新ウイルスパターン情報取得用の接続と考 えてよろしいか。	外部とはインターネットや他ネットワークのことです。
44	別添1 要件定義書 p5	3(3)① 表2 参考機器一覧表	「参考機器一覧」は、あくまでも参考の構成と考えてよろしい か。メーカーが異なれば構成も異なります。 -必要な装置は以下と考えてよろしいか。 ○テレビ会議制御装置1式、○映像管理装置1式、○テレビ 会議端末83式、○ネットワーク機器1式、○機器管理装置1 式、○停電対策装置1式、○予備機1式	参考機器一覧は参考です。仕様書を確認したうえで判断願 います。
45	2[別添1]テレ ビ会議システム 更新業務要件 定義書 p5	3(2)⑧ 1行名 「不正通信はアラート監視できること」	アラート監視は誰が監視してどのような方法でアラートをだ すのか想定方法を教えてください。	機器が検知し、保守員に知らせる仕組みを想定しています。
46	別添1 要件定義書 p5	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No3 端末	-テレビ会議端末A: 20式、B: 58式、C: 5式、計83式とな っているが、別紙3 新システム機器設置拠点一覧によると、テ レビ会議端末A: 21台、B: 59台、C: 6台、計: 86台となっ ているがいずれが正しいか。	予備機の4台の設置拠点をに入れていません。予備機を含め ると、台数は87台(端末A: 21台、端末B: 60台、端末C: 6台) となり、拠点数は83拠点となります。
47	別添1 要件定義書 p5	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No3 端末 テレビ会議端末A(専用)	モニタ等の周辺装置は既設流用するものと考えてよろしい か。	お見込みのとおりです。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
48	別添1 要件定義書 p6	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No3 端末 テレビ会議端末B(ディスプレイ一体型)	・参考機種に記載のものは、専用機と21.5インチのモニタのようだが、一体型ではないがよろしいか。 ・21.5インチのモニタが設置できるスペースが確保されていると考えてよろしいか。	現行スペースに設置するため、15、6インチ程度のモニタを想定しています。 Dell P2219HはC1422Hの取組です。
49	別添1 要件定義書 p6	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No3 端末 テレビ会議端末C(可搬局用)	・既設収容ケースには、TV会議端末の他、ルータや無線LANのAPが収納されているが、それらは強し別に収容ケースを準備することでよろしいか。 ・体以外に三脚・運搬用のハードケース・端末スタンド(クレードル)・マイクスピーカも既設流用せず今回新規に準備するのか。 ・モニタは既設にはないが、用途とサイズは何インチか。	既設収容ケースの内部を加工し、利用することを想定していますが、納まらない場合は別ケースを準備する必要があります。 本体以外の準備はお見込みのとおりです。 モニタは多人数でテレビ会議の様子を閲覧するため、32インチを想定しています。
50	別添1 要件定義書 p6	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No6 停電対策	無停電電源装置は統制局に設置するもので、停電時のサーバ関係のシャットダウン用と考えてよろしいか。	停電時に発電機が自動起動するまでの数分間のバックアップ用です。
51	別添1 要件定義書 p6	3(3)① 表2 参考機器一覧表 No7 予備機	予備機の員数については記載の想定員数準備すればよろしいか。	お見込みのとおりです。
52	別添1 要件定義書 p6	3(3)③ 「重要な機器は冗長構成とし、保守で使用する予備機も用意すること。」	保守で使用する予備機は、参考機器一覧に記載されている機種が想定する予備機とは別物か。	仕様書の記載を変更します。
53	2[別添1]テレビ会議システム更新業務要件定義書 p6	3(3)③ 「保守で使用する予備機も用意」	重要な機器は冗長構成することになっておりますので、予備機の想定は最小構成でしょうか、もしくはサーバ類など全種類の想定でしょうか。	最小構成です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
54	P.10 テレビ会議システム更新業務要件定義書 別添1	4 システム及び拠点ごとの留意事項 (2)統制局 ②「機器が利用する電源は、統制局の独立無停電電源装置とつながっていない分電盤からの接続工事を行い、必要な電源配線を行う事。」	「機器が利用する電源は、統制局の独立無停電電源装置とつながっていない分電盤からの接続工事を行い、必要な電源配線を行う事。」とありますが、実作業は当該既設の施工電気工事会社利用を望みますので、施工業者の担当営業窓口のご紹介をお願い致します。	特定の施工電気工事会社がありませんので、実業者で手配をお願いします。
55	別添1 P13	4 システム及び拠点ごとの留意事項 (1)システム共通 (4)端末局	端末局の自動交換機室と県事務所間はフロアが異なることがあるかと思えます。その場合、必要な配線やそれに付随する工事(配管、コア抜き等)も含むということでしょうか？	既設回線を利用すること等により、大がかりな工事は想定していません。
56	2[別添1]テレビ会議システム更新業務要件定義書 p16	5②1行目 「受託者の用意する疑似環境」 6①3行目 「疑似環境(ネットワーク含む)を受託者で構築」	疑似環境の想定範囲を教えてください。	統制局、県庁局、端末局1カ所の疑似環境及び衛星可搬局での動作確認を想定しています。
57	P.16 テレビ会議システム更新業務要件定義書 別添1	6 移行作業 ① 現行システムからの移行については、現在利用している機能をすべて継続して利用することを原則とし、移行設計を行うこと。	「現行システムからの移行については、現在利用している機能をすべて継続して利用できることを原則とし、移行設計を行うこと。」とありますが、必須の運用要件を明示いただけますでしょうか。	仕様書に記載した機能要件を満たす必要があります。
58	6[別添2]テレビ会議システム運用保守業務要件定義書 p1	1(1)3行目 「定期点検はテレビ会議システムの構築全てに対して年1回」	全ての機器とは端末も含むのでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	別添2 P1	2 保守、障害対応及び運用業務の詳細 (1)保守業務 ①保守体制 エ	連絡窓口の冗長化については、国内拠点において、災害が発生した場合でも、距離の離れた異なる場所で連絡窓口を継続するという認識でよいでしょうか？	距離の離れた場所という要件までは求めませんが、業務が継続できる連絡窓口は必要です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
60	別添2 P1	1 保守、障害対応及び運用業務の概要 (2)運用業務	運用保守関連の資料作成については、放棄県様が設定変更された場合も受託者にて資料の変更が必要でしょうか？	県が自らで設定変更をすることは想定していません。
61	別添2 運用保守業務 要件定義書 P1	1(3) 6行目 「テレビ会議の操作説明は年1回実施すること。」	「操作説明」の対象は全拠点で、全拠点を巡回して操作説明をすると考えてよろしいか。 ・年1回の定期点検とは別工程と考えてよろしいか。	全拠点に対して行うことになるが、リモート等を利用した説明で十分要件を満たせるのであれば、現地巡回までは必要ありません。ただし、定期点検は現地で行う必要があります。
62	別添2 運用保守業務 要件定義書 P1	1(3) 7行目 「運用保守関連の資料作成は設定などのシステム変更があった場合に都度実施すること。」	年間何回くらいのシステム変更を想定すればよろしいか。	本稼働後に不具合がなければ、設定変更はないと想定しています。
63	別添2 運用保守業務 要件定義書 P1	2(1)②ア 「統制局と県庁に設置した機器の定期点検を、令和5年4月1日を起点として、年に1度実施し県に報告書を提出すること。」	点検対象は、統制局と県庁に設置した機器のみとし、端末側は点検対象外と考えてよろしいか。	端末側も点検対象です。
64	別添2 運用保守業務 要件定義書 P1	2(1)②イ 2行目 「各機器の動作状況や通信機器への配線の状況(断線、不正接続等)を確認すること。」	状況確認のみとし、確認により修繕が必要と判断された場合は、軽微な変更を除き別途費用と考えてよろしいか。	軽微な修繕も契約の範囲内となります。なお、修繕対応付きのハードウェア購入を想定しているため、機器の修理も契約範囲内となります。その旨を仕様書に追記します。
65	P1 テレビ会議システム更新業務 要件定義書 別添2	1 保守、障害対応及び運用業務の概要 (3)運用業務 「定期打合せは業務の進捗を報告する場として、月1回実施すること。」	「定期打合せは業務の進捗を報告する場として、月1回実施すること。」とありますが、打合せをWEB会議を利用したオンライン対応でも可能でしょうか。	可能です。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
66	6[別添2]テレビ会議システム 運用保守業務 要件定義書 P1	1(3)5行目 「テレビ会議の操作説明は年1回実施」	操作説明の対象範囲を教えてください。 (全拠点でしょうか)	全拠点が対象です。
67	6[別添2]テレビ会議システム 運用保守業務 要件定義書 P1	2(1)②ア 「統制局と県庁に設置した機器の定期点検」	市町村等設置の端末は点検不要でしょうか。	市町村等設置端末も点検対象です。
68	別添2 運用保守業務 要件定義書 P2	2(1)②エ 「原則として設置環境の不具合について技術的な対応ができる担当者が点検を実施すること。」	「技術的な対応」とは、配線変更等軽微な作業(短時間での作業)ができる者とと考えてよろしいか。 ・受託者の責によらない不具合対応は別途費用と考えてよろしいか。	・配線の補修、機器の手直し等の作業ができる者を想定しています。 ・使用者等による人為的原因による故障は別途協議といたします。
69	別添2 P2	2 保守、障害対応及び運用業務の詳細 (2)障害対応業務 ③	リモート接続に必要なインターネット回線は本業務において接続するインターネット回線を利用させていただくことはできますでしょうか？	既存回線を使用する場合には事前に十分な調査を行い、県の承認を得てから使用することを想定しています。
70	別添2 運用保守業務 要件定義書 P2	2(2)② 「受託者は、障害の検知、または、県からの障害連絡を受けた後、開庁日8時30分から17時15分までは、原則1時間以内に障害のあった拠点に到着し、県に連絡のうえ作業を開始すること。それ以外の時間帯は県の要請に従い原則2時間以内に作業を開始すること。」	「原則1時間以内に障害のあった拠点に到着」とあるが、1時間以内に拠点に到着するためには、県内に複数の保守拠点を設け、保守員を常駐させる必要がありますが、その想定か。 ・各拠点の維持管理費も保守費の中に含むと考えてよろしいか。 ・「2時間以内に作業を開始」すれば、拠点到着は必要ないか。	平日日中は保守員を県指定場所に常駐することを想定していますが、リモート接続による保守で対応可能であれば差し支えありません。 ・保守拠点の費用は保守費に含まれます。 ・県庁、統制局設置の故障対応については、原則1時間以内、その他設備は2時間以内に現地作業、または、リモート作業を開始する必要があります。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
71	別添2 運用保守業務 要件定義書 p2	2(2)③ 「障害対応を優先するためのリモート接続による障害対応は認めるが、セキュリティ対策(多要素認証、接続元制限、接続ログ記録等)を十分に実施すること。接続に必要な機器やライセンス等は受託者にて用意すること。」	「リモート接続による障害対応」をした場合、1時間以内に対応着手すれば、1時間以内に拠点へ到着する必要はないと考えてよろしいか。	1時間以内に対応着手が必要です。(あらかじめ、リモート対応では困難なことがわかっている場合は拠点で着手。)
73	6(別添2)テレビ会議システム 運用保守業務 要件定義書 p2	2(2)②2行目 「原則1時間以内に」 2(2)④4行目 「原則2時間以内に」	対象は市町村等含むすべての拠点でしょうか。もし上記が対象となると待機場所と待機要員が複数必要となりますが、想定されている人数等を教えてください。	すべての拠点を対象としますが、限定した待機場所や待機要員は想定していません。次の対応時間が守れる体制をとる必要があります。「県庁、統制局設置の故障対応については、原則1時間以内、その他設備は2時間以内に現地作業を開始すること。リモート作業で対応可能な場合はリモート作業も可とする。」
74	別添2 運用保守業務 要件定義書 p2	2(2)⑥ 5行目 「なお、交換により設置された部品の所有権は県に帰属する。」	交換した部品の所有権は放棄されることでよろしいか。	部品の所有権は県に帰属します。
75	別添2 運用保守業務 要件定義書 p2	2(2)⑩ 「県から要望があった場合には、双方協議を行ったうえで、予防交換を検討すること。」	「予防交換」に要する部品代及び労務費は別途と考えてよろしいか。	サービスレベルを維持し、業務継続を可能とするための費用は、保守契約範囲内です。
78	別添2 運用保守業務 要件定義書 p2	2(2)⑭ 「運用開始後2か月間は、メーカーの本業務専任担当者が不具合対応の支援体制に入ること。」	「専任担当者」の定義を教えてください。 支援体制について、現在の防災情報通信システムの保守業務にある災害対策本部立上時の立会いが必要でしょうか。	運用開始後2か月間はいろいろな不具合や課題が発生することが想定されます。そのため、この不具合や課題を解決できる担当者が必要で、専任を考えています。不具合が発生しなければ、立会いは必要ないと考えています。
77	別添2 運用保守業務 要件定義書 p3	2(2)⑯ 「復旧作業担当者については、故障機器メーカーの指定した認定資格を有する等、テレビ会議システム製品の技術的な知識を十分有していること。」	メーカーの指定した認定資格がない場合、メーカーの指導を受けている作業可能な者とと考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。

仕様書(案)に対する質問の回答

No.	仕様書ページ	仕様書(案)	質問	回答
78	6(別添2)テレビ会議システム 運用保守業務 要件定義書 p3	3(3)1行目 「年度の初めに現地で操作説明」	操作説明の対象範囲を教えてください。(全拠点でしょうか)	全拠点が対象です。
72	別添2 運用保守業務 要件定義書 p3	2(3)③ 「年度の初めに現地で操作説明を行うこと。ただし、現地で説明と同レベルのことが別の手段で行えるのであれば、内容等について県の承認を得たうえで実施することを認める。」	「現地で操作説明」とは、機器設置拠点を全周巡回して操作説明することよろしいか。 「操作説明は、年度最初の1回/1拠点(県庁含む)のみ」と考えてよろしいか。 「現地で説明と同レベルのこと」について、操作ビデオを各拠点に配布し、拠点の都合で随時見せもらうことでよろしいか。	全拠点に対して年1回行うこととなりますが、リモート等を併用した説明で十分要件を満たせるのであれば、現地巡回までは必要ありません。操作ビデオは説明の補足として配布してください。
79	別添2 運用保守業務 要件定義書 p4	3(1)② 「障害対応業務 ・開庁日の8時30分から17時15分まで1時間以内の対応着手 ・開庁日及び開庁日の17時15分～翌8時30分までで県から要請のある場合2時間以内の対応着手」	「1時間以内の対応着手」とは、運用保守業務要件定義書「2(2)②」の現地到着のことか。 「2時間以内の対応着手」とは、運用保守業務要件定義書「2(2)②」の作業開始のことか。 「開庁が生じないよう、運用保守業務要件定義書「2(2)②」等の記載方法とあわせてほしい。	3(1)②を次のとおり修正します。 「県庁、統制局設置の故障対応については、原則1時間以内、その他設備は2時間以内に現地作業を開始すること。リモート作業で対応可能な場合はリモート作業も可とする。」

